

94-J-21

第二次世界大戦期の金融制度改革と金融システムの変化

岡崎 哲二
東京大学経済学部

1994年11月

このディスカッション・ペーパーは、内部での討論に資するための未定稿の段階にある論文草稿である。著者の承諾なしに引用・複写することは差し控えられるたい。

東京大学経済学部

岡崎哲二

1、はじめに

すでにくつつかの論文で論じたように、日中戦争・太平洋戦争は既存の経済システムに強いショックを与え、経済システムの不可逆的な変化の原因となった。すなわち軍需への膨大な規模の資源動員は既存の市場経済システムによっては困難であったため、計画経済システムの構築に向けて相互に補完的なさまざまな制度改革が実施され、その補完性が基礎になって戦時期に導入された一連の諸制度が戦後も存続し、経済復興と高度成長の制度的基礎を提供した（岡崎・奥野[1993]；岡崎[1994a]）。金融制度改革は戦時期の制度改革の重要な一環を構成した。そこで、この論文では金融制度改革を対象としてその内容およびそれがもたらした金融システムの変化について検討する。

戦時期の金融制度改革は研究蓄積の大きい分野である。先駆的な原[1966]および伊藤[1983]、山崎[1991a、b]、寺西[1993]などの近年の一連の研究によって金融統制の実態や「金融新体制」と呼ばれた新しい金融システムの内容について多くの知見が得られている。この論文はこれらの研究成果に立脚するとともに、次の点で新しい知見を加えることを目指したい。第一は金融統制の機能ないし有効性の分析である。臨時資金調整法を軸とする初期の金融統制の機能を知ることによって「金融新体制」に至る制度改革の意味をよりよく理解することができると考える。

第二に「金融新体制」の中心的な位置を占めた全国金融統制会による共同融資斡旋について立ち入った分析を加える。戦時期に発展した銀行の共同融資については寺西[1993]が戦後のメインバンク制の原型という評価を与えているが、同論文が分析対象としたのは全国金融統制会設立以前の自生的な共同融資であった。ここでは山崎[1991b]が行った全国金融統制会斡旋融資の分析を上記の本論文の基

本的な視点から発展させることによって、戦時期の共同融資がメインバンク制の原型であったことをより明確に示すとともに、メインバンク制という新しい制度の形成にあたっての中央銀行および公的金融機関を含む広い意味での政府の役割を明らかにする。最後に、「金融新体制」と並行して行われた民間金融機関・日本銀行の組織改革を以上と併せて検討することにより、金融システムの変化に対する戦時期の金融制度改革の意味を明らかにしたい。

2、金融構造の変化

まず資金フローを中心として戦時期における金融構造の変化を簡単に確認し、問題の所在を明確にしておきたい。戦時経済が資金フローに大きな影響を与えたことは部門別I-Sバランスの推移から明かである（図1）。戦前の1930年代前半には企業部門と海外部門で貯蓄と投資がほぼ均衡しており、対GNP比5-10%程度の個人部門貯蓄超過と政府部門投資超過が見合っていた。これに対して1930年代後半以降、政府の投資超過が激増するとともに企業部門も大幅な投資超過を記録し、これらが巨額の個人部門の貯蓄超過によって賄われるようになった。政府と企業の投資超過がそれぞれ軍備増強と生産力拡充という日本の戦時経済の二大目標に対応していることはいうまでもない。ここで確認しておくべきことは、戦時期は対GNP比で日本経済史上他に例を見ない規模の部門間資金移動が生じた時期であった点である。これは資金移動を担う金融システムにとっての大きなショックであり、金融システムに何らかの強い影響を与えたと考えられる。

個人部門の巨額の貯蓄は主として金融仲介機関に集められた。この点は民間非金融部門の金融資産増減から推測できる（表1）。1930年代前半まで高いときでも金融資産増加分（金融貯蓄）の55%未満であった預金の比率は1940年代前半には70%以上を占めた。これは戦時期に間接金融の役割が著しく高まったことを示している。預金残高の内訳では、全国銀行の比率が下がり郵便貯金と農林水産金融機関等の「その他」金融機関の比率が上昇した（表2）。

一方、赤字主体の政府・企業部門側から見るとその債務の大部分はそれぞれ国債および金融機関からの借入金であった（表3）。また、よく知られているように戦時期に機械工業・金属工業の設備能力が大幅に拡大するとともに、消費財関連工業の設備能力が縮小し

た。この事実は企業部門への資金の流れが前者の一部軍需関連産業に集中されたことを示している。したがって以下では上記のような金融仲介機関に集められた資金がどのような仕組みによって軍需関連産業の借入金と国債に重点的に配分され、その過程でどのような新しい金融システムが形成されたのかに議論の焦点が当てられることになる。

3、臨時資金調整法と初期の金融統制

資金配分の望ましい方向を具体的な実施計画として初めて提示したのは1938年4月に閣議決定された38年度貯蓄目標である。この計画は、国債消化資金および生産力拡充資金の必要額（それぞれ50億円、30億円）から貯蓄目標額として80億円を設定した（大蔵省財政史室[1957]、p.173）。日中戦争開始と生産力拡充の進展にともなって予想される政府部門・企業部門の投資超過額を貯蓄奨励運動を通じて生み出される個人部門の貯蓄超過額と人為的にバランスさせることが計画されたことになる。資金配分に関する計画は1939年度からより体系的なものとなり、物資動員計画・貿易計画・労務動員計画・交通電力動員計画とともに、資金統制計画が国家総動員計画の一環として毎年度作成された。「蓄積資金」と呼ばれた個人部門の貯蓄超過額を政府、軍需・輸出関連産業および海外（満州・中国）の投資超過額へ割り当てることが計画の基本であった。1939年度の資金統制計画では、公債消化、生産力拡充計画の完遂、軍需産業の拡充、輸出産業の拡充、満州・中国への公債消化資金・生産力拡充資金の供給が資金配分にあたっての重点とされた（中村・原編[1970]、pp.437-441）。

資金に関する計画を実施するための有力な手段となったのは著名な臨時資金調整法（1937年9月制定）である¹⁾。同法の内容は次の5点に要約される（大蔵省財政史室[1957]、pp.68-73）。

①金融機関による設備資金貸付、証券引受業者による有価証券の応募・引受・募集取扱、資本金50万円以上の会社の設立・増資・合併・目的変更・社債発行・自己資金による10万円以上の設備の新設ないし拡張改良を政府の許可制とする

¹⁾ 臨時資金調整法制定の経緯については原[1966]を参照。

- ② 航空機製造・金属工作機械製造等の軍需関連産業企業の増資・社債発行について商法の例外を認める
- ③ 日本興業銀行の債券発行限度を拡張し、拡張部分については元本の償還と利子支払を政府が保証する
- ④ 貯蓄増強のため割増金つき貯蓄債券と報国債券の発行を日本勧業銀行に認める
- ⑤ 資金需給・有価証券・国際収支・事業資金計画等について関係者から事情を聴取し、検査する権限を政府に認める

①は政府が企業の設備資金調達をほぼ全面的に統制下に置いたことを意味するが、同時に臨時資金調整法による統制には基本的な限界があったことにも注意する必要がある。第一に運転資金が統制の対象外とされたこと、第二に統制の内容が消極的な性格のものに限定されたことである²⁾。同法の中心的位置を占める①は許可制によって政府の観点から見て望ましくない産業への設備資金供給を制限する規定であった。積極的な内容を持つ②・③はいずれも資金調達に関する従来の規制の枠を拡張するという弱い規定にとどまった。要するに臨時資金調整法による統制は不用不急産業への設備資金供給を制限することを通じて間接的に軍需関連産業および政府（国債）へ資金を集中するものであったといえる。

①は次のような仕組みによって実施（implement）された。設備資金調達に関する法律上の許認可権は主務大臣が有したが、実際には同法に基づく臨時資金審査委員会³⁾、日本銀行、さらに多くの場合は「自治的調整機関」に階層的に権限が委譲された。会社の設立・増資・合併・目的変更・社債発行・自己資金による設備新增設については企業が日本銀行に許認可申請書を提出し、一定額未満の案件は日銀が可否を決定、それ以上のもののみを臨時資金審査委員会に

²⁾ この二つの基本的な限界は、後述するように1939年以降顕在化し、論議・改革の対象とされた。当時の大蔵省当局者の認識については田村毅「生産力拡充と改正国家総動員法」、1941年6月、日本銀行調査局[1972]、p.198)を参照。

³⁾ 臨時資金審査委員会は日本銀行総裁を会長とし、大蔵省・商工省・農林省の局長級と日銀副総裁・理事から構成された。

付議した⁴⁾。日銀が受理した申請のうち件数で40-80%、金額で70-90%が臨時資金審査委員会に付議された(日本銀行[1962])。

また金融機関による貸付と証券引受業者による有価証券の応募・引受・募集取扱については、政府が「自治的調整機関」と認定した団体が「自治的資金調整準則」・「事業資金調整標準」に基づいて資金調整を行う場合には許認可が不要とされ、事実上これら団体に権限が委譲された⁵⁾。「事業資金調整標準」は資金供給の優先度⁶⁾に応じて産業を甲イ・甲ロ、乙イ、乙ロ、乙ハ、丙の6つにランク付けした表であり、それぞれについての取扱い方法が「自治的資金調整準則」に定められた。甲イ、甲ロに属する産業については「努めて優先的取扱を為すこと」とされ、自治的調整機関は甲イ・甲ロ産業への資金供給については1件あたり一定額まで自由に行うことができた。一定額以上の案件については日銀本支店に協議することとされ、甲イはその下限が最小であった。乙イはこの下限金額がさらに小さいことを除けば甲ロと同様に取り扱われた。他方、乙ロについては必ず日銀と協議し、乙ハと丙については原則として資金を供給せず特に必要な場合に日銀本支店と協議することになっていた。事後的にはいずれのランクへの資金供給についても、5万円以上の案件はその都度、3万円以上の案件は1カ月ごとに日銀本支店に報告された。

「事業資金調整標準」における産業の格付けの基準は、生産力拡充計画における地位、軍需との関係、国際収支の改善に対する寄与

⁴⁾ 1937年9月に定められた日銀から臨時資金審査委員会への付議に基準は次の通りである。後述の事業資金調整標準の甲イ、甲ロについては不要。乙イ、乙ロ、乙ハについてはそれぞれ300万円、100万円、50万円以上の案件を付議。丙については原則として認可しないが、特別の取扱いを要する場合には付議。付議を必要とする範囲は次第に拡大されていった(日本銀行[1962]、pp. 61-63)。

⁵⁾ これらの「準則」・「標準」は臨時資金調整委員会が決定した。同委員会は内閣総理大臣を会長、大蔵大臣・商工大臣を副会長とする臨時資金調整法の実施に関する最上位の審議機関であった。

⁶⁾ 優先度は①生産力拡充計画における地位、②軍需との関係、③国際収支の改善への寄与度、④原材料の入手状況等を考慮して決定された。

度の4点であった（日本銀行[1984]、p. 293）。1937年9月時点の「事業資金調整標準」は表4に要約されている。この表は中分類業種別に各ランクに位置づけられた小分類業種の数を示したものである。産業間における分布の偏りを比較するために甲4～丙にそれぞれ5～0点のスコアを1点きざみで与えて各業種の平均をとると、表***の右の欄のようになる。採鉱、土石採取、金属工業、機械工業、兵器工業、化学工業、電気・瓦斯業、農林業、電信・電話、貿易で相対的にスコアが高く（2点以上）、印刷・製本、運輸業以外の交通業、不動産売買、金融、保険で低い（0点）。上記の方針を反映して実際に軍需品や生活必需品（食料など）の生産に携わる産業や外貨獲得につながる産業が優先され、これらの活動に直接関係しない産業への資金供給は抑制されたといえる。

一方、臨時資金調整法の制定と前後して、同法により大きな役割を与えられた日銀と自治的調整機関の組織が整備された。1937年8月に発表された法案大綱が資金調整に関する事務の多くを日銀に委ねる方針を示したことを受けて日銀では調査局を中心に同法の施行に関する調査研究に着手した。まず考査部に臨時資金調査準備委員を置き、次いで準備に基づいて日銀は翌9月に資金調整局を設置した。資金調整局は審査・事業・資金の3課を擁し、同局の設置によって日銀の「資金調整事務機構が確立した」とされている（日本銀行[1962]、p. 68）。

自治的調整機関整備の基準となったのは大蔵省銀行局の「金融機関及び証券引受業者の自治的調整大綱」（1937年9月）である。金融機関・証券業者の団体が臨時資金調整法の趣旨に従って自主的に資金調整を行う旨を申し合わせ、その上申書を主務大臣に提出したうえ、主務大臣の指定を受けるという手続きが採られた。団体は業態別に組織され、同じ業態の全行（全社）を網羅した団体がすでにあった分野（農工銀行同盟会、全国貯蓄銀行協会、信託協会、生命保険会社協会、大日本火災保険協会等）については既存の団体が「自治的調整機関」としての指定を受けた。また日本興業銀行ほかの特別銀行については個々に自治的調整機関の指定を受けた。他方、普通銀行については全行を網羅した団体が存在しなかったため、日銀本支店管轄区域ごとに日銀本支店の斡旋によってあらたに団体（地方資金自治調整団）が組織された（日本銀行[1962]、pp. 74-80）（表5）。

以上のような仕組みによって実施された臨時資金調整法の機能について、同法が重点産業へ有効に資金を集中する役割を果たしたという評価が一般的である（大蔵省財政史室[1957]、原[1966]、山崎[1991a]）。これらの先行研究は、資金供給総額に対する甲種産業の高い集中度をもとにこうした評価を与えている。ここでは臨時資金調整法の実施がそれ以前の資金配分をどのように変化させたかに着目して臨時資金調整法の機能に関する簡単なテストを行うことにする。その場合問題となるのは臨時資金調整法実施前後で連続した産業別資金供給額のデータの利用可能性である。産業別資金供給に関する統計は金融統制の実施にともなって整備されたため、統制実施以前については適当な統計データが残されていない。そのため次のような方法で新たに連続したデータを構成した。

三菱経済研究所『本邦事業成績分析』には主要企業に関する産業別および企業別の財務諸表が掲載されている。このうち産業別に集計されたデータは年によって企業に異動があるため、ここでの分析のために適当ではない。そこで、1936年度から1942年度まで一貫してデータが得られる非金融企業全て（186社）をピックアップして産業別に集計し直した。臨時資金調整法実施前の1936年度下期末を基準とした1937～1942年度の産業別借入金額（「支払手形」と「その他長期負債」の合計）指数は表6のようになる。これを表VIの各産業のスコアに回帰した（表7）。1937年度には事業資金調整標準上の順位と借入金額指数の間に明確な関係が見られないが、38年度になると有意に正の関係が現れる。すなわち事業資金調整標準で高い順位を与えられた産業ほど1936年度末に比べて借入金が大幅に増加した。『本邦事業成績分析』の1937年度末のデータには1937年9月～1938年2月の決算データが採られており、37年10月から実施された臨時資金調整法の効果をまだ十分に反映していない考えられる。この点を考慮すれば上の結果は納得的であり、同法は実施当初に有効な

資金配分の統制機能を果たしたといえることができる⁷⁾。

同時に注目される点は、上の正の関係が1939年度には非有意となることである。これは39年度になると臨時資金調整法による資金配分の統制が必ずしも有効に機能しなくなったことを示している。後に見るように翌1940年度には正の係数の有意性は回復するが、一方で別の問題が生じた。全国銀行の貸出増加率が低下に転ずるとともに、深刻な株価下落が発生したのである(図2)。株価下落は増資を困難にしたと考えられる。いいかえれば1940年度には供給される資金を重点的に配分することはできたが、資金の供給総額の増加が鈍化したことになる。1939年から40年にかけて発生したこれらの問題は臨時資金調整法を中心とする初期の金融統制システムの基本的な限界が、戦時経済の長期化と他分野における経済統制の強化の中で顕在化したものであった。

1939年度に資金配分の重点化が必ずしも有効に達成されなくなったことは、臨時資金調整法の対象が設備資金に限定されていたことによると考えられる。この点は1939年11月に開催された銀行信託会社懇談会における大蔵省銀行局長の次のような発言から知ることができる。銀行局長は「昨年は之等資金は設備資金の形式にて融通され居るも今年は大部分は運転資金の形にて出され居りて実際は設備資金に流用せられたるもの多額に存する様子にて、例へば当座貸越にて設備資金を賄ひたる事例もあり、旁々資金調整を完全に行ふ為には制度を改める必要ありとも云はれ居る有様なり」と述べた。実際、主要普通銀行60行に関する大蔵省の調査によれば、1937年6月末に設備資金24億円、運転資金50億円であった貸出残高は1939年12月末にはそれぞれ30億円、90億円に増加した(日本銀行[1984]、pp.297-298)。すなわち貸出増加の大部分が臨時資金調整法の規制を受けない運転資金の名目で生じていたのである。運転資金として融資

⁷⁾ 1938年11月の銀行信託会社懇談会で第一銀行頭取(明石照男)は「資金供給は今日迄は良く行き居りまだまだ強制せずとも余裕あり」と発言し、これをうけて日銀総裁(結城豊太郎)も「金融界はよく自治的に統制されこれ程よく行き居るものは他にあらざるべし法律にて之に対し強制の要なし」と述べた(日本銀行調査局[1970b]、p.339)。

された資金は上記のように設備に流用されたほか、思惑・投機のために使用される場合もあった（同上；日本銀行[1962]、pp. 341-343）。

次に株価下落の基本的な原因は「経済新体制」運動にあった。岡崎[1987]、[1991]で詳しく論じたように政府内で有力になった「経済新体制」論は、一方で利潤動機の排除という思想に基づいて公定価格改定による利潤率の回復に消極的であり、他方で利潤動機排除の前提としてcorporate governance（企業統治）における株主の影響力にも否定的であった。企業の期待収益の回復を望むことができず、しかも企業に投資した資産を保護し株主の利益を護るための株主によるgovernanceを否定する思想が有力となった以上、資本市場の投資家が株式投資に消極的となるのは当然といえよう。同じ事情は銀行にとっても企業に対する融資のインセンティブを低いものにした。企業に融資した資金がリターンの低いプロジェクトに使用され、また寺西[1993]が指摘しているように株主の影響力の排除は資金提供者の立場からの企業に対するモニタリングを弱くするためである（pp. 76-77）。

この他にも銀行を融資に対して警戒的にする金融市場固有の原因がいくつか存在した。第一に融資の大口化が挙げられる。普通銀行の1口当たり平均貸出額は1938年末から40年末にかけて急増した（寺西[1993]、pp. 76-77）。融資の大口化は個別銀行に関するデータによっても確かめることができる。戦後GHQ/SCAPに報告された金融機関再建整備計画の中には大口融資先（1企業に対して1000万円以上）のリストを含むものがある。残念ながら期間が1940年度以降に限られるが、いわゆる6大銀行（三井、三菱、住友、安田、第一、三和）の中では三菱銀行と住友銀行についてこのリストを見い出すことができた（表8、9）⁸⁾。1940年度末に三菱銀行が1000万円以上融資していた企業は12社あり、うち7社が三菱本社および三菱財閥の直系・準直系企業⁹⁾、その他の5社のうち4社は戦前日本の主要産業であ

⁸⁾ 三井銀行、第一銀行は1943年に合併して帝国銀行となり、帝国銀行の再建整備計画書には1943年以降のデータしか含まれていない。安田銀行の大口融資先データは本店・支店別であった。

⁹⁾ 直系・準直系企業の認定は持株会社整理委員会による（大蔵省財政史室[1981]、付属資料pp. 20-31）。住友財閥についても同様。

った繊維工業の大企業、1社は新興の軍需企業が占めた。大口貸出先上位10社に対する貸出額の貸出総額に対する比率は26.3%、10位以内の三菱系企業（本社・直系・準直系）だけで16.6%であった。一方、1940年度末の住友銀行が1000万円以上融資していた企業は同じく12社、うち7社が住友本社および住友財閥の直系・準直系企業、3社が繊維工業大企業、1社が新興軍需企業、他の1社は三井物産であった。三井物産に対する融資は三井銀行・第一銀行との共同融資によるものと考えられる¹⁰⁾。大口貸出先10社の貸出総額に対する比率は16.2%、10位以内の住友系企業（本社・直系・準直系）だけで12.8%を占めた。注目すべきことに、三菱銀行・住友銀行のいずれにおいても、上位10社ないし上位10社中の同一財閥系企業に対する融資の比率が1940年度末ら41年度末にかけて上昇した。これは融資が大口化すると同時に財閥内に集中したことを示している¹¹⁾。

第二に資金の期間構造のミスマッチが拡大した。この点は当時の金融界で深刻な問題と認識されていた。東京銀行集会所調査課「産業金融の現段階」（1942年4月）はこの点を強調した（日本銀行調査局[1971b]、p.466）。その中で同課は銀行貸出が1941年に減少した事実を「戦時金融上の二大課題として推進されてきた生拵資金の供給問題は、一段と解決困難なる姿に於て登場するに至った」と深刻に受けとめ、その原因を「我国金融機構の性格と、事業資金需要との矛盾」にあるとした。すなわち、預貯金が主として短期流動的なものであることから従来日本の金融機関は資金を短期流動的な商業金融に運用することを「常道」としてきたが、他方最大の資金需要者である「時局緊急産業」は生産力拡充のために長期安定的な資金を必要とする。「この資金需給の質的乖離こそ、今日の事業金融難

¹⁰⁾ 寺西[1993]、p.74を参照。

¹¹⁾ 麻島[1987b]によれば、住友銀行の貸出に占める住友本社・連係（直系）会社の比率は1936年から42年まで一貫して上昇した（p.211）。また、麻島[1987a]によれば三菱銀行貸出に対する三菱本社・分系（直系）会社向け貸出比率の上限値（本社・分系会社総借入金／三菱銀行貸出金）が1940年から43年にかけて低下したが（p.152）、新たに判明した本社・分系会社向け貸出額をとると少なくとも1940-41年には三菱財閥向け融資比率が上昇したことになる。

の根本的原因であり、従って現下の産業金融問題を解決する為には、金融機関が資金運用の重点を商業金融中心から事業金融に移行しなければならない」というのが同課の結論であった。伊藤[1983]は普通銀行全体について定期預金比率の低下と貸出面での割引手形比率の低下を示しているが、第三点との関連でここでは都市銀行・地方銀行別に預金と貸出の構成変化を見ておこう(表10)。銀行預金中の定期預金の比率は日中戦争開始、都市銀行・地方銀行でともに低下し、一方貸出中の割引手形の比率が都市銀行で顕著に低下した。軍需関連企業との取引関係が密接な都市銀行で、預金の短期化と貸出の長期化が生じたのである。

第三に都市銀行と地方銀行の間に資金需給のミスマッチが生じていた。日本銀行調査局「地方普通銀行の性格」(1941年12月)¹²⁾によれば、財政支出増加と生産力拡充のために支出された資金は1939年頃から地方に浸透し、そのため地方銀行の預金は都市銀行を上回る増加を示した。一方で地方銀行の取引先は消費財産業に集中しており、物的にも金融統制によっても従来の取引先への貸出は抑制された。しかも拡大しつつある「時局産業融資にはその大量資金の需要なると工業金融なるとにより地方銀行の資力、経験共に乏しく是に参加しえざる事等の事情」があった。そのため地方銀行は資金運用難に直面し、相対的に収益率の低い債券に資金を運用せざるを得ない状況となった¹³⁾。要するに都市銀行が軍需企業の巨額の資金需要のために上記第一・第二のような問題に直面した一方で地方銀行は資金運用難に苦しんでいたのである¹⁴⁾。

以上のような諸問題に対応するため銀行は1938-39年頃から共同融資を活発に行うようになった(山崎[1986]、p.29; Teranishi[1992]、p.17)。共同融資は上記第一・第二の事情によって上昇した融資リスクを分散する効果をもつだけでなく、幹事が共同融資団を代表して融資先のモニタリングを行うことによってモニタリングの効率化を可能にしたと考えられる。さらに後者の点と関連して都市銀行を

¹²⁾ 日本銀行調査局[1971a]、pp.250-253。

¹³⁾ 「最近の銀行合同問題」(日本銀行調査局[1972]、pp.468-470)。

¹⁴⁾ このような状況を背景に、地方銀行が的確な審査を行わずに融資を行う事例も見られた(山崎[1986]、p.30)。

幹事とした共同融資に地方銀行が参加することによって、有効なモニタリングを確保しながら地方銀行の資金を都市の軍需企業への融資に活用することも期待できた¹⁵⁾。Teranishi[1992]はこの時期の共同融資の役割に注目し、東京銀行集会所の調査に基づいて1941年6月末現在の共同融資の実態を詳細に明らかにした。これによれば130件（113社）、17億2400万円の共同融資が興銀及び民間銀行の自発的な活動として行われており、うち71社（62.8%）の幹事は興銀が担当した。しかし、上に述べた諸問題はこうした共同融資による対応が行われたにもかかわらず発生したものであったことに留意する必要がある。しかも臨時資金調整法は政府が必要とする部門への資金供給を促進する積極的な規定を欠いたために、貸出額の減少は同法では基本的に解決できない問題であった。1940-41年には日中戦争開始当初に構築された金融統制システムでは戦時経済運営のための円滑な資金フローを確保できなくなっていたといえる。

4、「金融新体制」と軍需会社指定金融機関制度

前節で述べた初期の金融統制システムの限界を補完するためのいくつかの制度改革が1940年以降実施された。第一は1940年10月の銀行等資金運用令制定に至る運転資金統制に関する一連の措置である。前述した運転資金の名目による設備資金および投機資金の融資が第二次世界大戦の勃発を契機に増大したことに対応して、まず1939年9月に大蔵省銀行局長名で思惑資金貸出自粛に関する通牒が指示された。次いで銀行法・信託業法・保険業法等の監督規定の運用により運転資金貸出報告書（1939年12月以降）、四期末貸出残高報告書（1940年第2四半期以降）を各金融機関から大蔵省に提出することとした（日本銀行[1962]、pp. 341-343、pp. 365-366；山崎[1991a]、pp. 211-212）。

これら報告書は各金融機関の店舗ごとに日銀の本支店にまず提出され、日銀ではこれを本店資金調整局資金課ないし各支店の営業係で審査のうえ意見を付して大蔵省銀行局に送付した。審査にあたっ

¹⁵⁾ 前述の日本銀行調査局「地方普通銀行の性格」は「何等かの形式

ては、① 運転資金の名目による設備資金貸出の抑制、② 証券・商品に対する投機資金の貸出抑制、③ 商品・原材料買いだめ資金の貸出抑制、④ その他金融情勢の推移に鑑み適当でない認められる資金の貸出抑制、という方針が採られた¹⁶⁾。この方針に基づいて、借り主に余裕資金があるにもかかわらず不当に借入残高を存置・増加させる貸出、外地・中国・満州等で使用される緊要性のない資金、大都市銀行の地方支店が支店成績向上のため貸し焦る傾向が認められる場合、地方銀行・信託等の資産運用が貸出に偏し国債保有率が低い等の不均衡が認められる場合などは融資を差し控えるように日銀が指導した（日本銀行[1962]、pp. 374-378）。

こうした措置による運転資金の流れの把握と指導の実績をふまえて1940年10月に銀行等資金運用令が制定された。銀行等資金運用令は、① 銀行の資金運用計画に関する変更・指定を命ずる権限を政府に与え、② 一定額以上の貸出を許可制とし、③ 政府が融資を命令できる金融機関を日本興業銀行1行から銀行全般に拡張した（日本銀行[1984]、pp. 298-299）¹⁷⁾。③は強い規定であるが興銀以外に対して発動された例は少なく（明石・鈴木[1958]、pp. 206）、同令の実質的な意味は金融統制の対象を運転資金を含む資金全般に拡張したことにあった。貸出の許認可は重要なもののみ臨時資金調整法に基づく臨時資金審査委員会の審査に付し、通常は日銀が処理した¹⁸⁾。

銀行等資金運用令の機能について日本銀行[1984]は「実施後の運営の実情から考えると、統制事務負担増大の割りには実効はあがらなかったように見受けられる」（p. 299）と評価している。この評価の妥当性と同令の機能を調べるために前節で臨時資金調整法について行ったテストを用いることができる。前述したように運転資金（名目）貸出の激増により1939年度には臨時資金調整法の産業間資金配分の統制機能が失われ、銀行等資金運用令はこれへの対応とし

¹⁶⁾ 1940年1月17日付け大蔵省銀行局長通牒、1940年1月19日付け日銀資金調整局長通牒による。

¹⁷⁾ 興銀に対する命令融資は会社利益配当及資金融通令（1939年4月）によって認められていた。

¹⁸⁾ 銀行等資金運用令の運用手続きについては山崎[1991a]、pp. 212-213を参照。

て制定されたものであった。そこで銀行等資金運用令の実施により産業間における資金配分の重点化が再度有効に行われるようになったかどうかを調べればよいことになる。表9の1939年度以降の結果を見ると、39年度に失われた優先度スコアの正の係数の有意性が40年度以降回復していることがわかる。この事実は銀行等資金運用令による運転資金の統制が資金配分の重点化に寄与したことを示している。

しかし、産業間配分の問題が解決してもいま一つの問題である資金供給総額の減少には別の対策が採られる必要があった。軍需産業融資に対して銀行が慎重になる中で、「不要不急」の用途に大量に流れていた融資が銀行等資金運用令によって有効に抑制されたために資金供給総額が減少したということもできる。その根本的な解決をめざしたのが1940年から陸軍省、企画院、大蔵省、日銀等によって構想された「金融新体制」である。「金融新体制」構想の立案経緯およびその内容は伊藤[1983]、山崎[1991]によって詳細に明らかにされている。

企画院の当初案にあたる「財政金融政策要綱」¹⁹⁾は、「金融理念の転換」として「金融の基礎が主として回収の確実性を中心とする信用に置かるるときは利益なき所に金融なく従て産業は金融的方面よりも利潤追求を余儀なくせらるる所国家として所要なる物資の質及量を確保する為に金融は国家目的達成の為必要な産業の遂行を可能ならしむることを主眼とせざる可からず」と主張した。金融機関の安全性に関する融資原則を緩和し、収益性が低くリスクの高い重点産業に対して十分な資金供給を確保しようというものである²⁰⁾。しかし、民間金融機関、日本銀行等の抵抗によって「金融新体制」構想はこの案から後退し、共同融資の拡大という方向に収束した²¹⁾。すなわち、1941年7月に閣議決定された「財政金融基本方策

¹⁹⁾ 山崎[1991b]、p. 451。

²⁰⁾ この新しい金融理念は、金融的な観点からのコントロールを排除しようとする企業統治(corporate governance)に関する政策と密接に関係している。この点については岡崎[1991]、岡崎[1993]を参照。

²¹⁾ 山崎[1991b]、pp. 454-461。

要綱」は「金融機関の投資、融資及回収を政府の金融統制の方向に即応せしむるが如き機構を整備し、日本銀行との資金的関係を緊密ならしむると共に、同業連帯の精神を一層昂揚せしめ共同的投融資の方法を活用せしむ」ること、「産業と金融の関係を緊密ならしむ」ることを掲げた²²⁾。「金融理念の転換」や金融機関の行動に対する過度の介入は、金融機関に対する預金者の信認を動揺させ金融システムの崩壊をもたらすことになる以上、これは当然の結果といえる。

「財政金融基本方策要綱」閣議決定の翌月、大蔵大臣（小倉正恒）は全国金融協議会役員会で「事業金融」に重点を置いた貸出方針への転換を銀行経営者に要請した。すなわち「従来、普通銀行に於ける貸出業務の方法は主として商業金融を目標としたものであったと申せるかと思ふ。併し乍ら時局の進展に伴ひ銀行に対し求められる金融需要の重点は、商業金融より事業金融へ移って居るのである。このような事情の下に於て事業に対する金融を行ふに当つては、銀行としても従来業務の方法を改め、事業金融に最も即応した方法に依り貸出を行ふことが必要である」。具体的な銀行側の対策としては共同融資の拡張が求められた。特に「投融資先に関する調査等は共同的に之を実行する方法を攻究せられることが必要で、政府としても斯る調査に就ては充分なる援助を与へる考へである」ことが強調された。

この要請に応じて同月、興銀と都市銀行10行により時局共同融資団が結成された。融資決定手続きは次の通りである（大蔵省財政史室[1957]、pp. 294-295）。共同融資を希望する企業は興銀内に設置された事務所に申し込んだ。興銀は申し込み先の「主たる取引銀行」協力して申し込み先を調査のうえ、議案・参考資料を作成して加盟銀行の営業所所長級が構成する連絡委員会の下審査に付議、そのうえで代表者委員会が貸出の諾否・条件・貸出額の割当・担保に関する処置等を決定した。この方式は文字どおりのdelegated monitoringにほかならず、「主たる取引銀行」のモニターとして位置づけをあわせて考慮すればメインバンク制を制度化したものといえる。その際、重要な点は興銀の役割の大きさである。興銀はすべての案件について「主たる取引銀行」と協力して審査しただけで

²²⁾ 日本銀行調査局[1973]、pp. 151-154。

なく、代表委員会・連絡委員会の幹事として共同融資団のコーディネーションにあたった。この事実の意味を理解するうえで1941年6月末時点の共同融資の大部分が興銀を幹事としたものであったという前述の事実は示唆的である。興銀以外の銀行はモニターとしての能力および共同融資のコーディネーション能力が不足しており、単独では共同融資を組織することがむずかしかつたと考えられる。興銀は戦前来の長期金融機関として長期金融の経験が乏しい都市銀行の審査能力およびコーディネーション能力を補完し、共同融資の拡大に寄与したといえよう。

興銀が担った共同融資組成の補助機能は全国金融統制会の結成により同会ないし事実上同会と一体であった日銀に継承された²³⁾。1942年7月に大蔵省によって告示された全国金融統制会統制規程はその第4号で会長（日銀総裁）は会員の共同融資について必要な斡旋を行うことができるとした。これに基づいて全国金融統制会会長は全ての共同融資案件につき融資金融機関・金額・利率・融資割当額等に関する協議を事前に受けて指導斡旋を行うことになった（大蔵省財政史室[1957]、pp. 295-296）。

全国金融統制会が斡旋した共同融資の実績については山崎[1991b]が日銀資料を分析して次のような事実を明らかにしている（pp. 470-472）²⁴⁾。第一に融資先の業種については配給統制機関の比率が高く、繊維工業がこれに次いだ。第二に幹事金融機関となった件数では興銀の地位が格段に高かったほか帝国（三井・第一を含む）、三菱（第百を含む）、住友、安田、三和の5大銀行がこれに次ぎ、その他金融機関は非幹事として共同融資に参加するが多かった、というものである。ここではこの結果をふまえ、同じ資料に基づいていくつかの側面に関してより立ち入った分析を加えることにしたい。

²³⁾ 日本銀行[1984]は「本行は事実上、全国金融統制会を内部にとり込んで、戦時金融統制を動かす中心的存在となった」と述べている（p. 334）。

²⁴⁾ この資料は全国金融統制会が共同融資の斡旋を開始した1942年8月から軍需会社指定金融機関制度が導入される直前の1943年12月にいたる17カ月間に行われた斡旋融資1件ごとに、金額、期限、利率、幹事、共同融資団メンバーを示したものである。

まず、全国金融統制会が斡旋した共同融資の全国銀行貸出総額に対する相対的規模を見ておこう。その場合、前者のデータがフロー、後者がストックであることから、何らかの方法でデータを変換する必要がある。ここでは、斡旋が行われた月の月末から融資期限までの間その融資が残高として残ったと仮定することによって各月末の共同融資残高を推定した。これを全国銀行貸出残高と比較すると、斡旋開始当初の1942年9月には1.4%であった比率が急速に上昇し1943年12月には20.7%に達した(表11)。共同融資は量的にも無視できない規模で行われたといえよう。次に各共同融資案件の幹事行数の分布を件数ベースで見ると表12のようになる。総件数1575件のうち幹事なしの案件は全体の7.9%であり、ほとんどの共同融資は幹事を定めて行われたことがわかる。また全体の86.2%のケースで幹事は1行が務め、2行・3行を幹事とする共同融資は例外的であった。融資先企業ベースで見ても結論は変わらない。表13は共同融資案件を融資先企業別にまとめ、幹事の構成・異動によって分類したものである。共同融資を受けた企業の総数は537社であった。共同融資を受ける際に一度も幹事銀行に依存しなかった企業は35社(6.5%)にすぎない。また1回以上複数の幹事による共同融資を受けた企業も34社(6.3%)と少なかった。

件数ベースのデータから幹事ありの案件を取り出して幹事行別に区分し、さらに共同融資参加行の構成を調べると表14のようになる²⁵⁾。幹事行別構成では興銀を幹事とする案件が382件(24.7%)と最も多く、山崎[1991b]の指摘が確認できる。帝国銀行、住友銀行、三菱銀行がこれに次いだ。融資先企業ベースで見ても興銀の優位は変わらない(表13)。共同融資を受けるにあたり一貫して同じ金融機関1行を幹事とした企業は、幹事ありの共同融資を受けた回数が1回だけの企業を含めて429社あった(A+D)。幹事銀行別では興銀を幹事とする企業が最も多く107社(24.9%)であった。一貫して同じ金融機関1行を幹事とし、かつ複数回幹事ありの共同融資を複数回受けた企業237社(A)に分母を限定すると興銀を幹事とする企業の比

²⁵⁾ この表では複数幹事の案件は各幹事行の行に重複して記載されて

率は29.5%となる。しかし最も地位が高かったとはいえ、興銀のシェアはいずれの指も20%台にとどまった事実にも注目する必要がある。前述のように時局共同融資団結成以前（1941年6月末）共同融資では興銀の幹事シェアが融資先企業ベースで61.9%を占めていたから、これと比較すると興銀以外の金融機関の役割が著しく上昇したことになる。全国金融統制会による共同融資幹旋の一つの意味は、幹事行を興銀以外に広げることを通じて共同融資の規模を大幅に拡大したことにある。

表13からは幹事行と融資先企業の関係の安定性についても知ることができる。複数回幹事ありの共同融資を受けた企業（A+B+C、310社）のうち一貫して同じ単一の金融機関を幹事とした企業は237社（A）、すなわち76.4%を占めた。分母から複数行幹事のケース（C）を取り除くと、その比率は85.9%に達する。データがカバーする期間が17カ月と短い点に問題があるが、この事実は企業が共同融資を受けるにあたって毎回同じ金融機関を幹事とする強い傾向があったことを示している。

次に金融機関相互の関係について検討しよう。表14の「参加行数」欄は、各幹事行が全国金融統制会の幹旋を受けて組織した共同融資団に各金融機関が参加した回数を示す。例えば興銀を幹事とする382件の共同融資のうち、全てに興銀が参加するのは当然として、帝国銀行は303件、三菱銀行は269件、住友銀行は256件、安田銀行は262件、三和銀行は275件に参加した等々ということになる。表15の数値はここから各銀行の幹事別共同融資参加率を算出したものである。いわゆる5大銀行の全てが興銀を幹事とする共同融資の過半に参加したことは注目に値しよう。

さらに重要なことに5大銀行の1つを幹事とする共同融資に他の5大銀行が参加するケースが多かった事実である。三菱銀行を幹事とする共同融資への住友・安田・三和の参加率がやや低いことを除けば、いずれのケースも参加率は40-60%となる。これは幹事と共同融資団参加の関係が5大銀行間で相互的になっていたことを意味する。これも幹事の大部分を興銀が占めた1941年までの共同融資には見られなかった特徴といえる。前述のように共同融資は幹事銀行による delegated monitoring と考えられるが、モニタリングの委託が相互的に行われたわけである。戦後のメインバンク制について、delegated monitoring の相互性がメインバンクの誠実な役割の遂行を保証

する仕組みとなっていることが指摘されているが（Sheard[1994], p. pp. 16-18）、全国金融統制会による共同融資の斡旋は、メインバンクの審査能力・コーディネーション能力を補完して相互的なdelegated monitoringのネットワークを作り出す役割を果たしたといえよう²⁶⁾。

幹事銀行別に大口共同融資先を示すと表16のようになる。各行が幹事を務めた共同融資を企業別に集計し、金額の多い企業から順に並べてある。山崎[1991b]が指摘したように統制機関のウェイトが大きいことは明かである。しかし同時に帝国銀行の三井鉱山・東京芝浦電機・三井物産、三菱銀行の日本アルミ・日本化成・三菱鉱業、住友銀行の住友通信機・住友化学など財閥系列内の主要企業にも対象が及んでいたことにも注目する必要がある²⁷⁾。全国金融統制会の斡旋による共同融資の拡大は1941年度まで進んできた融資の大口化に歯止めをかける役割を果たした。1941年度末から42年度末にかけて、三菱銀行・住友銀行で上位10社への融資集中度、上位10社以内の同一財閥系企業への融資集中度がともに低下してことがこれを示している（表8、9）。

重要なことはこのようなdelegated monitoring体制の構築に対応して各金融機関が自行の審査体制を強化し、間接金融中心の金融システムの銀行側の条件を準備したことである。三井・第一・三菱住友・安田・三和の6大銀行は、三和銀行を除いて戦前には営業部門から独立した審査部ないし審査課を持たなかった。戦時期にはいるとまず1941年7月に三菱銀行が内国課から審査部を独立させ、以後、安田銀行の業務部審査課設置、住友の審査部設置（1943年1月）、三井・第一両銀行合併に伴う審査第一部・第二部の設置（1943年4月）によって6（5）大銀行すべてが独立した審査部ないし審査課を有す

²⁶⁾ 全国金融統制会による融資斡旋のこの役割は1947-50年に活発に行われた日銀による融資斡旋の役割と同一である。この点については岡崎[1994b]を参照。

²⁷⁾ もっとも表16から知られるように共同融資の対象とならなかった財閥系主要企業も多かった。これら企業も含めて共同融資が全面化するのには1947年から日銀が実施した戦後の融資斡旋による。この点については岡崎[1994b]を参照。

るようになった（表17）²⁸⁾。

日銀についてもその役割の変化に伴って1942年の日本銀行法制定を中心に改組が行われた。日本銀行は創立以来商業銀行主義を建て前とし、日本銀行条例は、運用における乖離は大きかったとはいえ株式担保金融・株式所有をはじめとする工業金融への関与を禁じていたのに対して、1942年に制定された日本銀行法は株式・社債を担保とする貸出を日銀の業務として認めた。この変更について日銀調査局は後に「従来建前として固執し来れる商業金融中心主義を修正し中央銀行の職責が産業金融の調整にも存する事を明瞭化したる意味に於て、その文言は簡単なるもその包含する意義は甚だ大なりと云ふべきである」と評価している²⁹⁾。さらに全国金融統制会の設立に対応して統制会関係の事務執行のため考査部を考査局に拡充した（日本銀行調査局[1952]、p.70）。日銀考査局長は事実上全国金融統制会の事務局長としての役割を果たしたといわれる（日本銀行[1984]、p.332）。銀行の企業に対するモニタリング能力の強化と並んで、日銀の銀行に対するモニタリング能力が強化されたのである。

以上を要約して次のようにいうことができる。株式市場に代わって資金供給のための中心的な仕組みとなることが期待された銀行は、間接金融を支える制度的基礎が欠けていたために期待された役割を十分に果たすことができなかつた。1940-41年の銀行貸出減少はこのような事情を反映したものと考えられる。「金融新体制」すなわち「新しい金融システム」の一環として実現した諸制度は、間接金融の制度的基礎を準備するものであった。

こうして形成された間接金融システムは軍需会社法の制定に伴う指定金融機関制度の導入によって大きな影響を受けた。1つの軍需会社に対し貸出実績・資本関係等に基づいて原則として1行の金融機関を指定し政府が「適時、簡易、迅速、且適切に融通する」よう指導したこの制度によって、多くの共同融資が単独融資に切り換えられただけでなく、「軍需会社の必要資金については指定金融機関は軍需会社のいなりになるの外ない」（日本銀行[1948]、p.244）とい

²⁸⁾ 岡崎[1994a]、p.28。

²⁹⁾ 日本銀行調査局「日本銀行改組の事情」、日本銀行調査局[1970b]、p.266。

われるような状況が生じた（日本銀行調査局[1970a]、p. 244）。軍需会社指定金融機関制度の導入に伴う金融機関によるモニタリングの弛緩は伊藤[1983]（pp. 63-64）、岡崎[1991]（p. 393）、寺西[1993]（p. 78）などによって強調されている。1944年度末にかけて三菱銀行・住友銀行の貸出残高が激増し、しかも融資の集中が著しく進んだことは金融機関経営のディシプリンの弛緩を示すものといえよう（表8、9）。

しかし、こうした点については若干の留保が必要である³⁰⁾。指定金融機関制度による金融ディシプリンの弛緩ないし soft budget constraint は早くから金融政策当局によって問題視された。1944年4月の日銀部局長支店長会議において軍需会社が「料理屋等まで法外な値段で購入し」た事例が報告され、福岡支店長は「指定銀行は軍需融資に付大責任を負担せしめられ居るにも拘らず事實は軍需会社に牛耳られ居るは不合理なり、むしろ積極的に行員をして会社経理部の事務を兼任せしめ直接会社経営に接触せしむる如き仕組を考慮の要あるべし」と発言した³¹⁾。このような議論をふまえて、44年7月に指定融資の要領が改訂され、指定金融機関は四半期ごとに担当軍需会社の月別資金予算表を日銀経由で大蔵省銀行保険局に提出することになった³²⁾。金融機関による軍需会社資金繰りのモニタリングを制度化したものである。

この動きは1945年1月に制定された軍需金融等特別措置法によってさらに進められた。同法は指定金融機関制度を法制化したものであるが、その際、「金融の円滑適正化」と並んで「資金使用の効率化」を強調した（第1条）³³⁾。これに対応して指定金融機関は融資にあたって「当該事業者の資金の使用を効率的ならしむる配慮」を求められた（第4条）。そのため指定金融機関は各担当軍需会社について軍需金融担当者を選任し、担当者は「常時当該軍需金融機関と担当事業者との間の連絡に当たり当該事業者の事業の適実なる遂行に必

³⁰⁾ 以下、岡崎[1994]、pp. 34-35による。

³¹⁾ 前掲、日本銀行[1984]、pp. 308-309。

³²⁾ 大蔵省銀行保険局長「軍需会社に対する資金融通実施要領に関する件」（日本銀行[1970b]、pp. 421-423）。

³³⁾ 日本銀行調査局[1967]、p. 739。

要なる資金の調達に支障なからしむると共に其の資金の効率的使用の促進に努め」ることとされた（第7条）。また、政府が必要と認められた場合は、日本銀行、指定金融機関、金融関係の統制会職員に法律に基づく軍需会社経理の検査を行わせることができるようになった（第22条）。さらに同法施行規則（第12条）に基づいて軍需会社の預金を指定金融機関に集中する方針が採られた³⁴⁾。資金の出入りをモニターするためである。

要するに指定金融機関を軍需会社に対する金融の立場からのモニターとして制度化し、資金使用の効率化を図る措置が採られた。金融機関のモニターとしてのインセンティブについても考慮が払われた。金融機関の損失を政府が保証する場合、「銀行の当務者は非常に責任の軽いことを感じまして、余り金を貸すに付いて骨を折らぬと云ふことを生ずる憾がある」ため、指定金融機関融資を政府が保証することを避け、金融機関がリスクを負いきれない融資については個別に政府に申し出て、政府が別途措置を講じることになった³⁵⁾。

このような政府の対策を受けて民間銀行の側でも例えば帝国銀行では、大蔵省の「会社の資金繰に対しては一層充分の検討を加へ苟且にも資金の不当なる濫費に陥らしめざる様特に誘導に努む可き」という要請を受けて「融資額は常に物量とにらみ合せて決定し過大な支出を抑制し、その貸出時期も実際の必要に対応させて分割融通し、貸出後に資金が他に流用されないよう融資金の効率化に注意した」³⁶⁾。また、三菱銀行では軍需金融等特別措置法の制定に対応して軍需融資部長が各店に対して、「担当事業者に対しては単なる貸出得意先とする従来の観念に一步を進め経理上の相談相手となり其指導監督者たるの心組にて対処せられたし、從而会社当務者とは常に連絡を密にし経理上の実体を充分把握し置く様平素努力せられたし」、「事業者取引の出納状態を通覧するは其経理状態の一端を推知し得る有力なる資料たり、此意味に於て振込金の集中を一層励行し且つ日々の当座勘定出入りの状態を常に注視せられたし」等の指

³⁴⁾ 第86議会衆議院委員会における政府委員答弁。同上、p. 752。

³⁵⁾ 同上、p. 759。

³⁶⁾ 『第一銀行八十年史稿本』第3分冊、pp. 391-394。

示を与えた³⁷⁾。軍需会社に対しては公定価格面から保証が与えられたため、指定金融機関によるディシプリンは必ずしも強力なものではなかったであろう。しかし、指定金融機関と軍需会社の間的情報ルートがこのような形で強化されたことは緊密な銀行－企業関係の制度化に大きな役割を果たしたと考えられる。

5、おわりに

戦争にともなう軍需への資源動員は大規模な部門間資金移動の要請を生みだした。直接金融を中心とした戦前の金融システムはこの要請に応えることができず、しかもこれに代わって大きな役割を期待された間接金融もその制度的基礎を欠いていた。このような事態に直面して臨時資金調整法を中心とする初期の金融統制は限界を露呈し、「金融新体制」と呼ばれた新しい金融システムにを目指した根本的な金融制度改革が試みられた。制度改革の核心は全国金融統制会ないし日銀による共同融資の斡旋であり、これを通じて広範かつ相互的なdelegated monitoringのネットワークが作り出された。それまでの自生的な共同融資の多くが興銀を幹事としたことが示すように、長期金融の経験に乏しい都市銀行は審査能力・共同融資の組織能力を十分に備えていなかった。全国金融統制会による共同融資斡旋の役割はこの点を補完することにあつたと考えられる。これによって興銀以外の都市銀行を幹事とする共同融資が一挙に拡大し、しかもその過程で、メインバンク制の本質的な要素の一つである相互的なdelegated monitoringの関係が形成された。共同融資の発展と並行して銀行では審査部門の整備が行われ、日銀は考査部を考査局に拡張した。銀行の企業に対するモニタリング能力と日銀の銀行に対するモニタリング能力がともに強化されたことになる。共同融資、そこでの相互的なdelegated monitoring、金融機関の審査能力、日銀の考査能力、これらはいずれも間接金融の制度的基礎を構成する。すなわち「金融新体制」として実現したのは直接金融を中心とする戦前の金融システムに代わる間接金融システムであつたといえる。軍需会社指定金融機関制度は一方で銀行による企業のモニタリング機能を低下させたが、他方で戦争末期にかけて金融機関のモニ

³⁷⁾ 『三菱銀行史』、pp. 351-352。

ターとしての制度化が試みられ、また銀行－企業関係を強化する役割を果たした。こうした戦時期の経験に基づいて、戦後再び日銀の斡旋による共同融資が経済復興を支える間接金融の制度的基礎として機能することになるのである（岡崎[1994b]）。

【参考文献】

- Sheard P. [1994] "Reciprocal Delegated monitoring in the Japanese Main Bank System," Journal of the Japanese and International Economies, 8
- Teranishi J. [1992] "Emergence of Loan Syndication in Wartime Japan," in M. Aoki and H. Patrick eds. Japanese Main Bank System and its Relevance for Developing Market and Transforming Socialist Economies, Oxford, forthcoming
- 明石照夫・鈴木憲久[1958]『日本金融史』昭和編、東洋経済新報社
- 麻島昭一[1987a]「三菱財閥」、麻島昭一編『財閥金融構造の比較研究』、御茶の水書房
- 麻島昭一[1987b]「住友財閥」、同上
- 伊藤 修[1983]「戦時金融再編成」、『金融経済』第203-204号
- 江見康一他[1988]『貯蓄と通貨』、東洋経済新報社
- 中村隆英・原 朗編[1970]『現代史資料』第43巻、みすず書房
- 大蔵省財政史室編[1957]『昭和財政史』第11巻、東洋経済新報社
- 大蔵省財政史室編[1981]『昭和財政史－終戦から講和まで』第2巻
- 岡崎哲二[1987]「戦時計画経済と価格統制」、近代日本研究会編『年報 近代日本研究』9、山川出版社
- 岡崎哲二[1991]「戦時計画経済と企業」、東京大学社会科学研究所編『現代日本社会』第4巻、東京大学出版会
- 岡崎哲二[1993]「企業システム」、岡崎哲二・奥野正寛編『現代日本経済システムの源流』、日本経済新聞社
- 岡崎哲二[1994a]「日本－戦時経済と経済システムの転換」、『社会経済史学』第60巻第1号
- 岡崎哲二[1994b]「戦後経済復興期の金融システムと日本銀行融資斡旋」、日本銀行金融研究所委託研究報告No. 3(6)
- 岡崎哲二・奥野正寛「現代日本の経済システムとその歴史的源流」、

前掲、岡崎・奥野編

後藤新一[1970]『日本の金融統計』、東洋経済新報社

原 朗[1966]「資金統制と産業金融」、『土地制度史学』第34号

寺西重郎[1993]「メインバンク・システム」、前掲、岡崎哲二・奥野正寛編

東洋経済新報社[1991]『昭和国勢総覧』、東洋経済新報社

日本銀行[1962]『日本銀行沿革史』第3集第17巻

日本銀行[1984]『日本銀行百年史』第4巻

日本銀行調査局[1952]『日本銀行の沿革と現状概説』

日本銀行調査局[1967]『日本金融史資料』昭和編第19巻

日本銀行調査局[1970a]『日本金融史資料』昭和編第27巻

日本銀行調査局[1970b]『日本金融史資料』昭和編第29巻

日本銀行調査局[1971a]『日本金融史資料』昭和編第30巻

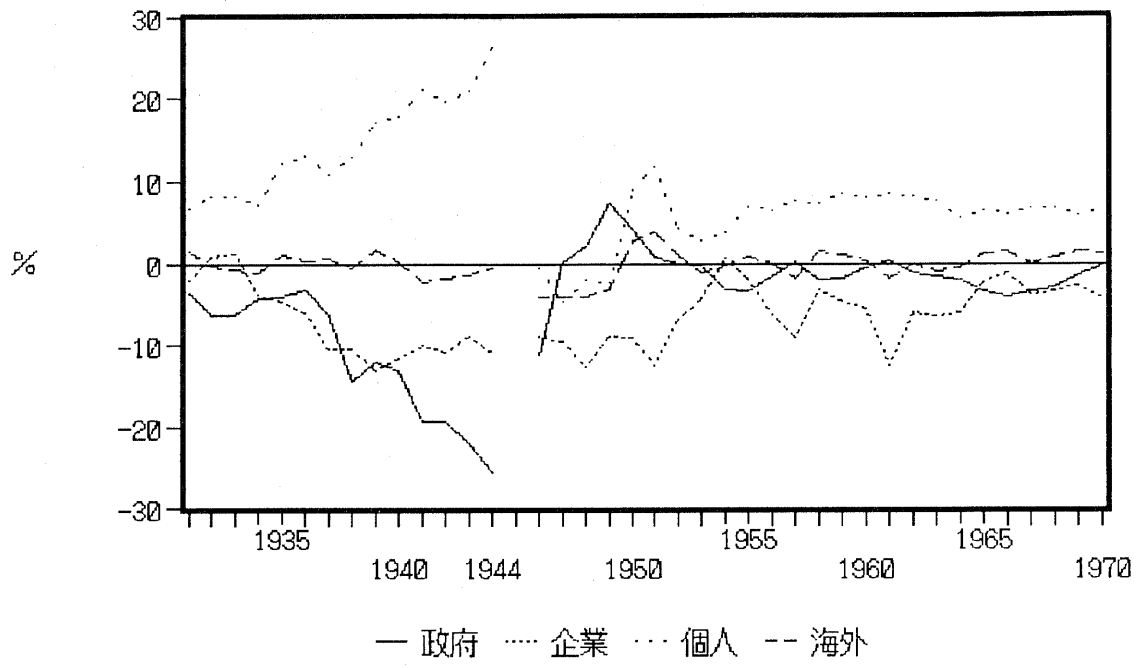
日本銀行調査局[1971b]『日本金融史資料』昭和編第31巻

日本銀行調査局[1972]『日本金融史資料』昭和編第32巻

山崎志郎[1986]「戦時金融統制と金融市場」、『土地制度史学』第112号

山崎志郎[1991a]「日本銀行と金融統制」、伊牟田敏充編『戦時体制下の金融構造』、日本経済評論社

山崎志郎[1991b]「協調金融体制の展開」、同上



単位：%

	現金	預金	保険	有価証券
1901-05	4.0	17.7	0.6	77.6
1906-10	7.5	36.2	1.7	54.6
1911-15	0.5	46.7	2.9	49.9
1916-20	8.9	53.0	1.7	36.4
1921-25	1.6	35.5	5.5	57.4
1926-30	-7.2	54.7	12.3	40.2
1931-35	7.7	48.1	17.9	26.4
1936-40	6.0	64.0	7.4	22.6
1941-44	12.7	72.6	7.4	7.3
1946-50	18.6	49.5	2.8	29.1
1951-55	3.8	68.0	5.6	22.6
1956-60	3.9	70.5	7.9	17.7
1961-65	3.2	74.1	6.0	16.8
1966-70	4.6	72.9	7.6	14.9

資料：江見他[1988].

	全国銀行	相互銀行	金銭信託	郵便貯金	その他
1900	95.8	0.0	0.0	4.2	-0.0
1905	94.4	0.0	0.0	5.6	0.1
1910	89.5	0.0	0.0	9.9	0.6
1915	89.4	0.0	0.0	9.4	1.2
1920	90.8	0.1	0.0	9.7	-0.7
1925	82.4	0.4	1.9	9.7	5.7
1930	68.7	0.6	7.3	15.8	7.7
1935	65.1	0.6	8.7	16.6	8.9
1940	65.1	1.4	5.2	16.3	11.9
1944	55.9	0.4	1.6	19.3	22.7
1950	65.7	3.1	1.2	10.4	19.6
1955	62.0	4.4	4.4	9.3	19.9
1960	60.1	5.2	5.3	7.9	21.5
1965	52.9	5.7	6.3	7.1	27.9
1970	48.4	5.2	7.1	9.4	29.9

資料：前表参照。

単位：100万円

	1931-35	1936-40	1941-45
政府			
計	3,682	20,478	168,452
国債	3,898	19,994	110,964
短期証券	255	593	2,113
借入金	-471	-109	55,374
企業			
計	2,210	24,476	100,373
株式	2,629	10,538	16,794
事業債	69	1,641	6,378
民間金融機	-571	12,169	75,169
その他	83	128	2,032

資料：東洋経済新報社[1991].

業種	順位別小分類業種数						平均スコア
	甲イ	甲ロ	乙イ	乙ロ	乙ハ	丙	
採鉱業	22	8	4	5	0	4	4.35
土石採取業	5	4	2	2	0	4	3.00
紡織工業	0	0	3	3	0	17	0.65
金属工業	23	4	23	5	5	13	2.94
機械器具工業	13	8	20	6	12	24	2.12
兵器及兵器部分品製造業	1	0	0	0	0	0	5.00
窯業	0	5	6	4	0	9	1.82
化学工業	16	10	28	6	24	25	2.14
製材及木製品工業	0	0	0	1	1	2	0.75
印刷及製本業	0	0	0	0	0	1	0.00
食料品工業	0	0	2	4	2	19	0.59
電気及瓦斯工業	1	0	2	0	0	0	3.67
其他の工業	0	0	4	1	2	8	0.93
農林業	3	0	8	10	0	0	2.65
水産業	0	1	5	7	3	0	1.75
運輸業	0	4	2	0	4	1	2.36
電信電話事業	0	0	1	0	0	0	3.00
其他の交通業	0	0	0	0	0	2	0.00
物品販売業	0	0	0	0	1	1	0.50
不動産売買業	0	0	0	0	0	1	0.00
貿易業	1	0	0	0	1	0	3.00
倉庫業	0	0	0	0	4	0	1.00
金融業	0	0	0	0	0	5	0.00
保険業	0	0	0	0	0	1	0.00
其他の商業	0	0	0	0	1	0	0.50
雑業	0	0	0	0	1	19	0.05
其他の事業及施設	0	0	1	18	2	2	1.78

資料：大蔵省財政史室[1957].

	総数 総数	自治的調整 を行うもの	自治的調整団体 自治的調整団体
計	638	604	
特別銀行	6	6	なし
農工銀行	6	6	農工銀行同盟会
産業組合中央金庫・信用組合連合会	48	48	産業組合金融統制会
商工組合中央金庫	1	1	なし
普通銀行	373	263	地方資金自治調整団
外国銀行内地支店	16	5	上に含む
貯蓄銀行	73	72	全国貯蓄銀行協会
信託会社	29	27	信託協会
証券引受業者	5	5	資金自治調整団
生命保険会社	33	30	生命保険協会
損害保険会社	48	41	大日本火災保険協会

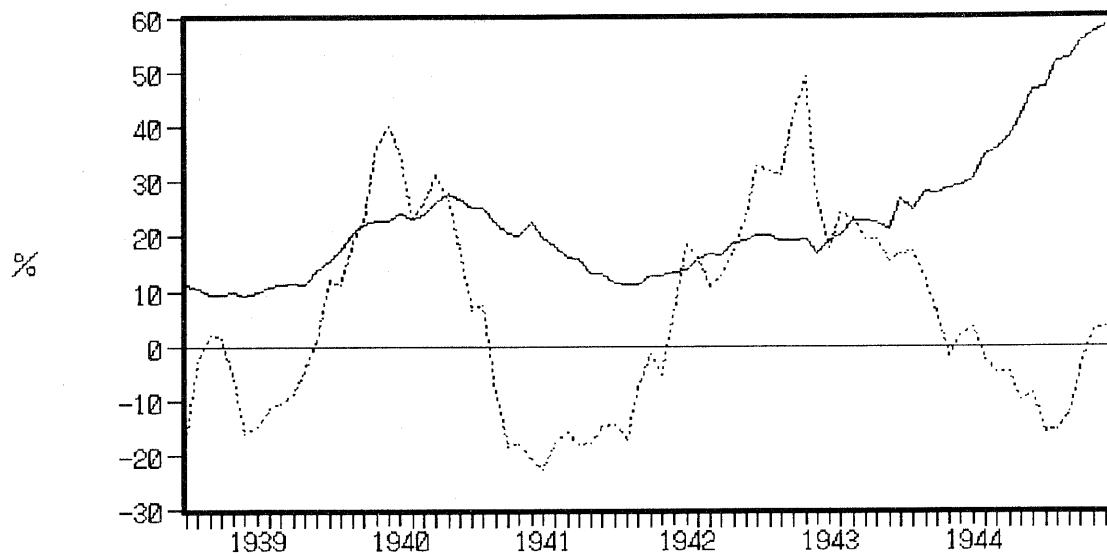
資料：日本銀行[1962]、pp. 101-102.

	1937	1938	1939	1940	1941	1942
採鋁業	80	330	483	1,024	1,755	1,616
紡織工業	145	127	150	280	354	361
金屬工業	143	170	216	405	235	253
機械工業	255	420	812	754	972	865
窯業	197	412	525	721	940	1,346
化學工業	103	121	147	239	313	418
製材業	194	189	316	293	164	39
印刷業	102	118	137	169	158	155
食料品工業	108	136	148	161	137	173
電氣・瓦斯	151	180	127	187	218	305
農業	218	221	160	102	96	23
水產業	65	100	69	121	185	300
運輸業	111	123	132	144	162	155
物品販賣業	118	72	154	135	140	153
不動產売買業	64	11	4	158	74	56
倉庫業	81	50	37	26	10	9
貿易業	155	122	152	244	153	128

資料：三菱經濟研究所『本邦事業成績分析』，

表1 臨時資金調整法の効果

	スコア係数	t値	R2
1937	8.35	0.77	0.038
1938	42.42	2.07	0.222
1939	49.69	1.27	0.098
1940	101.05	2.11	0.229
1941	175.81	2.25	0.253
1942	169.96	2.07	0.222



— 全国銀行貸出 平均株価

表8 三菱銀行大口融資先 (1000万円以上、20位以内)

単位：1000円、%

	1940.12	1941.12	1942.12	1944.3	1945.3	
貸出計	935,791	1,147,888	1,308,753	1,308,753	3,229,127	三菱重工
1-10位計	245,916	325,517	359,587	359,587	779,872	三菱電機
比率I	26.3	28.4	27.5	27.5	24.2	三菱化成
比率II	63.1	77.9	72.3	72.3	61.0	三菱設備
比率III	16.6	22.1	19.9	19.9	14.7	三菱産業
1	三菱商事	三菱鋁業	三菱鋁業	三菱電機	三菱重工	三菱重工
2	三菱鋁業	旭ガラス	旭ガラス	三菱電機	三菱電機	三菱電機
3	三菱産業	三菱本社	三菱本社	三菱本社	三菱化成	三菱化成
4	三菱産業	三菱重工	三菱電機	三菱産業	三菱産業	三菱産業
5	三菱産業	三菱産業	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼
6	三菱産業	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼
7	三菱産業	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼
8	三菱産業	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼
9	三菱産業	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼
10	三菱産業	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼
11	三菱産業	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼
12	三菱産業	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼
13	三菱産業	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼
14	三菱産業	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼
15	三菱産業	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼
16	三菱産業	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼
17	三菱産業	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼
18	三菱産業	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼
19	三菱産業	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼
20	三菱産業	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼	三菱製鋼

資料：GHQ/SCAP Records, RG331, Box no. 7715.

注：Aは三菱財閥直系企業、Bは同準直系企業。

比率Iは1-10位企業/貸出総額

比率IIは1-10位の三菱系企業(A、B)/1-10位計

比率IIIは1-10位の三菱系企業(A、B)/貸出総額

表9 住友銀行大口融資金先（1000万円以上、20位以内）

単位：1000円

	1940.12	1941.12	1942.12	1944.3	1945.3
貸出計	1,612,317	1,912,417	2,147,325	3,326,115	5,760
1-10位計	261,185	375,609	393,946	770,016	1,580
比率Ⅰ	16.2	19.6	18.3	23.2	
比率Ⅱ	79.2	79.8	78.9	71.4	
比率Ⅲ	12.8	15.7	14.5	16.5	
1	住友本社	住友本社	住友本社	住友金属工業	住友金属工業
2	住友金属工業	住友金属工業	住友金属工業	住友本社	住友本社
3	住友金属工業	住友金属工業	住友金属工業	住友本社	住友本社
4	住友金属工業	住友金属工業	住友金属工業	住友通信機	住友通信機
5	住友金属工業	住友金属工業	住友金属工業	住友通信機	住友通信機
6	住友金属工業	住友金属工業	住友金属工業	住友通信機	住友通信機
7	住友金属工業	住友金属工業	住友金属工業	住友通信機	住友通信機
8	住友金属工業	住友金属工業	住友金属工業	住友通信機	住友通信機
9	住友金属工業	住友金属工業	住友金属工業	住友通信機	住友通信機
10	住友金属工業	住友金属工業	住友金属工業	住友通信機	住友通信機
11	住友金属工業	住友金属工業	住友金属工業	住友通信機	住友通信機
12	住友金属工業	住友金属工業	住友金属工業	住友通信機	住友通信機
13	住友金属工業	住友金属工業	住友金属工業	住友通信機	住友通信機
14	住友金属工業	住友金属工業	住友金属工業	住友通信機	住友通信機
15	住友金属工業	住友金属工業	住友金属工業	住友通信機	住友通信機
16	住友金属工業	住友金属工業	住友金属工業	住友通信機	住友通信機
17	住友金属工業	住友金属工業	住友金属工業	住友通信機	住友通信機
18	住友金属工業	住友金属工業	住友金属工業	住友通信機	住友通信機
19	住友金属工業	住友金属工業	住友金属工業	住友通信機	住友通信機
20	住友金属工業	住友金属工業	住友金属工業	住友通信機	住友通信機

資料：GHQ/SCAP Records, RG331, Box no. 7741.

注：前表参照。

表 10 預金・貸出の期間構成

	都市銀行		地方銀行		%
	定期預金 預金	割引手形 貸出	定期預金 預金	割引手形 貸出	
1936	61.5	18.8	56.4	13.2	
1937	58.1	17.0	55.1	15.3	
1938	56.3	14.9	55.5	16.0	
1939	52.5	14.5	51.0	17.8	
1940	52.0	9.7	50.4	13.2	
1941	51.7	9.7	48.9	12.0	
1942	49.6	6.0	47.7	8.5	
1943	43.6	4.1	36.6	4.9	
1944	40.8	2.7	36.9	2.8	

資料：後藤[1970].

	韓旋融資残高 (推定値、千円)	対全国銀行 貸出残高 (%)
1942. 9	332,130	1.4
1942.12	2,068,296	8.2
1943. 3	3,527,671	13.2
1943. 6	4,838,286	17.3
1943. 9	5,834,204	19.4
1943.12	6,773,440	20.7

資料：日本銀行資料。

幹事銀行数	件数	構成比
計	1,575	100.0
0	125	7.9
1	1,358	86.2
2	88	5.6
3	4	0.3

資料：前表に同じ。

		企業数	構成比
計		537	100.0
A	幹事不変	237	44.1
B	幹事交代	39	7.3
C	複数幹事	34	6.3
D	幹事有り1回	192	35.8
E	幹事有り0回	35	6.5
F	A+Dのうち	107	24.9
	興銀	57	13.3
	帝国	14	3.3
	三菱	32	7.5
	住友	24	5.6
	安田	21	4.9
	三和	174	40.6
	その他		
G	Aのうち	70	29.5
	興銀	38	16.0
	帝国	8	3.4
	三菱	13	5.5
	住友	9	3.8
	安田	13	5.5
	三和	86	36.3
	その他		

資料：前表に同じ。

注：構成比の分母はそれぞれA～Dは計、FはA+D、GはA。

幹事銀行	件数		参加行数		興銀	帝国	三菱	住友	安田	三和	その他
		()	計 (含幹事)	()							
計	1,546	(0.17)	9,044	(5.8)	477	906	721	688	829	657	4,236
興銀	382	(0.80)	3,532	(9.2)	382	303	269	256	262	275	1,785
帝国	270	(0.30)	1,250	(4.6)	49	270	149	124	131	110	417
三菱	111	(0.15)	343	(3.1)	8	59	111	21	25	21	98
住友	125	(0.18)	694	(5.6)	14	76	64	125	86	75	254
安田	61	(0.07)	333	(5.5)	6	37	27	27	61	25	150
三和	67	(0.10)	313	(4.7)	1	33	25	38	37	67	112
その他	530	(0.13)	2,579	(4.9)	17	128	76	97	227	84	1,420

資料：前表に同じ。

注：左の（ ）内は幹事件数／参加件数、右の（ ）内は1件あたり平均参加銀行数。
他に幹事のない案件が125件ある。

単位：%

幹事銀行	参加銀行（含幹事）					
	興銀	帝国	三菱	住友	安田	三和
興銀	100.0	79.3	70.4	67.0	68.6	72.0
帝国	18.1	100.0	55.2	45.9	48.5	40.7
三菱	7.2	53.2	100.0	18.9	22.5	18.9
住友	11.2	60.8	51.2	100.0	68.8	60.0
安田	9.8	60.7	44.3	44.3	100.0	41.0
三和	1.5	49.3	37.3	56.7	55.2	100.0

資料：前表より作成。

単位：1000円

1	産業設備営団	540,000
2	重要物資管理営団	392,964
3	金属回収統制	320,000
4	鉄鋼原料統制	297,403
5	船舶運営会	220,000
6	立川飛行機	192,946
7	日本石炭	158,460
8	東京芝浦電気	153,500
9	戦時金融金庫	153,500
10	日本軽金属	139,800
11	日本缶詰統制	112,494
12	関西配電	111,500
13	朝鮮鴨緑江水力	93,250
14	理研工業	91,709
15	石原産業	88,300
16	日本発送電	83,459
17	朝鮮電業	81,100
18	国民更正金庫	78,000
19	日本通運	74,000
20	中島飛行機	70,000

資料：前表に同じ。

1	交易営団	398,000
2	中央食糧営団	350,000
3	重要物資管理営団	328,598
4	立川飛行機	179,946
5	三井鉱山	162,862
6	東京芝浦電気	153,500
7	三井物産	150,000
8	日本澱粉	133,800
9	鐘淵紡績	105,804
10	帝国油種統制	93,000
11	日本自動車配給	79,000
12	大日本輸出綿糸布振興	69,930
13	中部配電	63,500
14	日本石炭	61,800
15	トヨタ自動車工業	60,100
16	三井化学	52,500
17	浅野セメント	49,862
18	帝国水産統制	40,000
19	日東化学	38,510
20	東京港運	32,000

資料：前表に同じ。

1	交易営団	398,000
2	日本自動車配給	105,000
3	重要物資管理営団	99,000
4	日本アルミニウム	59,342
5	日本化成工業	58,149
6	三菱鉱業	30,000
7	鉄鋼販売統制	21,500
8	セメント共販	20,400
9	大阪木材	20,000
10	日本澱粉	18,400
11	莫大小中央製造配給統制	14,380
12	九州配電	14,000
13	大阪港石炭運送	12,500
14	鉄興社	6,995
15	鹿児島県食糧営団	6,000
16	絹人絹輸出振興	5,865
17	理研電機製造	4,702
18	大阪府織物工業組合	4,381
19	立川瓦斯	3,600
20	京都木材	3,400

資料：前表に同じ。

表 10 4 住友銀行の料率と主要大口融資

1	布綿製品中央製造配給統制	105,050
2	不二越鋼材工業	69,500
3	関西配電	52,000
4	住友通信工業	38,144
5	和歌山県木材	30,100
6	住友化学工業	22,300
7	日本綿織物卸商業組合聯合会	18,525
8	日本合成化学工業	13,800
9	西日本鉄道	13,000
10	日本電信電話工事	12,330
11	大阪河川運送	11,065
12	加田常之進	10,000
13	日本綿スフ糸商業組合	7,150
14	京都府貨物自動車運送事業組	6,740
15	大阪府石炭	6,298
16	神都交通	5,400
17	日本航空電機	5,000
18	日本ゴム	5,000
19	山口善八	5,000
20	帽子中央統制会社	5,000

資料：前表に同じ。

表 10-5 支店銀行を幹事とする主要共同融資元

1	日本蚕糸製造	300,000
2	交易営団	198,000
3	日魯漁業	111,425
4	重要物資管理営団	99,000
5	帝国水産統制	30,000
6	東京府食糧営団	29,600
7	関門港運送	25,000
8	日本和紙問屋商業組合	20,000
9	帝国油糧統制	18,000
10	日本繭纖維工業	12,065
11	小倉製鋼	10,723
12	日本塩業短纖維工業	8,950
13	鹿沖木材	8,300
14	福井県生糸問屋蚕糸商共同施設組合	7,000
15	絹人絹輸出振興	6,614
16	北海道金物商業組合聯合会	6,000
17	日本ゴム工業組合聯合会	5,000
18	西日本鉄道	4,490
19	日本海産物配給	4,375
20	倉敷航空機工業	3,500

資料：前表に同じ。

1	日本綿スフ織物配給（株）	192,000
2	重要物資管理営団大阪支所	30,000
3	帝国水産統制（株）	30,000
4	日本燐寸統制（株）	26,500
5	日本特殊綿糸布統制（株）	13,900
6	日本縫糸製造配給（株）	11,180
7	布施謙次郎他二十二名	10,000
8	東京府貨物自動車運送事業組	9,200
9	別珍コール天輸出振興（株）	8,538
10	大和紡績（株）	7,353
11	大阪府石炭（株）	6,298
12	和歌山県食糧営団	6,000
13	金井重要工業（株）	5,000
14	大阪府燃料卸商業組合	2,400
15	紀川木材（株）	4,200
16	莫大小中央配給統制（株）	3,200
17	大阪船用品配給（株）	3,000
18	大阪府材木（株）	2,500
19	大阪機帆船（株）発起人西政	2,000
20	東京文具卸商業組合	1,400

資料：前表に同じ。

1941.7	三菱銀行	部制施行と同時に内国課を審査部と業務部に分離
1942.8	安田銀行	業務部内で審査課を第一業務課から独立
1943.1	住友銀行	審査部設置
1943.4	三井銀行・第一銀行、合併（帝国銀行）	にあたり審査第一部・審査第二部を設置
1944.1	安田銀行	融資部融資課から軍需融資課を独立（業務部軍需融資課）
1944.2	三菱銀行	審査部に軍需融資を担当する第六課を設置
	安田銀行	審査課、考査課を吸収
1944.3	帝国銀行	軍需融資部設置
1944.4	三菱銀行	審査部第六課を軍需融資課と改称
1944.8	住友銀行	軍需融資部設置
1945.5	三菱銀行	審査部軍需融資課を軍需融資部として独立
1945.4	帝国銀行、	審査第一部・審査第二部を合併（普通融資部）

資料：各行行史。